

別表（第5条関係）

補助率	補助限度額	補助対象経費
2分の1	1,000千円以内	賃金（事業実施に係る人件費） 謝金（講師及び専門家等に対する謝礼） 旅費（講師及び専門家等への交通費） 消耗品費 印刷製本費 広告宣伝費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 その他知事が必要と認めた経費